

# 参考資料

## 1 用語解説

<b>あ行</b>	
<b>アクセス</b>	道路や交通機関を用いて、ある地点や施設へ到達すること。
<b>アダプトプログラム</b>	一定区画の公共の場所を養子にみたと、市民がわが子のように愛情をもって面倒を見（清掃美化等を行い）、行政がこれを支援する制度。
<b>NPO</b>	Non Profit Organizationの略。「民間非営利組織」の意味で営利を目的とせず、利益を関係者に配分しないことを基本に社会的使命の追及を目的とし、自発的な活動を継続して行う団体。
<b>オープンスペース</b>	都市や敷地内で、建物の建っていない土地。空地。
<b>か行</b>	
<b>開発許可</b>	都市計画法第29条に基づき、宅地造成などを行う際に必要とされる許可のこと。都市化の進展に伴う無秩序な開発を規制し、都市の健全な発展と秩序ある整備を目的として開発行為を許可制としている。
<b>基盤整備</b>	道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの都市施設や学校、病院、公園などの公共施設といった、市民の生活や産業活動を支える施設を整えること。
<b>狭あい道路</b>	車のすれ違い等が困難で交通に支障があり、災害時の安全確保において問題を抱える、狭い道路。
<b>局地的大雨</b>	数十分程度の短時間に、限られたエリアで大量の雨が降る現象のこと。
<b>緊急輸送道路</b>	地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事等が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいう。
<b>近隣商業地域</b>	まわりの住民が日用品の買物などをするための地域。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられる。
<b>交通結節点</b>	駅前広場が整備されバスやタクシーが乗り入れる駅や、空港、港、インターチェンジなど複数あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所。交通機関・手段の接続機能のほか、都市機能の誘導・集積を促進させ拠点地区を形成する「拠点形成機能」や都市の顔を形成する「ランドマーク機能」を担う。
<b>公共交通機関</b>	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）で定義する「公共交通事業者等」が運営する公共交通手段等を指す。具体的には、鉄道及び鉄道施設、軌道、路線バス及びバスターミナル、タクシー等を指す。
<b>工業専用地域</b>	工場のための地域。どんな工場でも建てられるが、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどは建てられない。

<b>工業地域</b>	主に工業の利便の増進を図る地域。住宅や店舗は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない。
<b>行政区域</b>	行政機関の権限が及ぶ範囲として定められた都道府県、市町村などの区域。
<b>コミュニティ</b>	地域社会。共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域およびその人々の集団。
<b>コミュニティバス</b>	地域の住民の利便性向上等のため一定地域内を運行するバスで、車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停位置等を工夫したバスサービスのこと。
<b>コンパクト・プラス・ネットワーク</b>	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
<b>さ行</b>	
<b>里山</b>	人間の働きかけを通じて環境が形成され、野生生物と人間とが様々な関わりを持ってきた山地等。
<b>暫定用途地域</b>	土地区画整理事業等により公共施設を整備して新たに計画的に市街化を図る区域について、その整備に備え、厳しい制限（第一種低層住居専用地域：建蔽率 30%、容積率 50%、建築物の高さの限度 10mなど）を定めている地域。
<b>市街化区域</b>	都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画法第7条第2項に基づいて計画決定された区域。
<b>市街化調整区域</b>	都市計画区域内で、市街化を抑制する区域として、都市計画法第7条第3項に基づいて計画決定された区域。
<b>市内総生産</b>	国民経済計算でいう国内総生産（GDP）に当たり、市内でその1年間に生産された価値（付加価値）の総額をいいます。市の経済規模を明らかにする指標です。
<b>住区基幹公園</b>	徒歩圏内に居住する人々の日常的な利用を目的とした公園で、都市公園の分類の1つである。住区基幹公園には、街区公園、近隣公園、地区公園などがある。
<b>集約型都市構造</b>	都市の無秩序な郊外化を抑制し、都市の拠点などに計画的に都市機能を集積させ、過度に自動車に依存しない、持続可能な集約型の都市構造。
<b>準工業地域</b>	主に軽工業の工場やサービス施設などが立地する地域。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられる。
<b>準住居地域</b>	道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域。「準住居」ではあるものの、第2種住居地域よりも幅広い種類の用途の建物が建てられる。

<b>商業地域</b>	銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域。住宅や小規模の工場も建てられる。
<b>将来フレーム</b>	計画的なまちづくりを進めるために定めた将来の人口、世帯数、土地利用などの指標となるもの。
<b>森林環境譲与税</b>	平成30(2018)年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された。
<b>ストックマネジメント</b>	長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築等を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。
<b>スマートインターチェンジ</b>	日本の高速道路の本線上またはサービスエリア (SA)、パーキングエリア (PA)、バスストップ (BS) に設置されているETC専用のインターチェンジ
<b>スプロール</b>	道路などの計画的な整備がなされないまま無秩序な開発が行われ、虫食的に宅地化が進んで郊外に向かって市街地が拡大すること。
<b>生産緑地</b>	良好な都市環境を確保するため、市街化区域内の農地について、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図るために指定するものであり、農林業の継続が可能な条件を備えている500m <sup>2</sup> 以上の面積を持つものを原則として指定できる。
<b>生産年齢人口</b>	15歳以上65歳未満の年齢に該当する人口。
<b>ゾーニング</b>	類似した性格の空間、事象をまとめてそのあり方を考えていく行為。都市計画においては、用途地域制をはじめとする地域地区によって土地利用を面的に規制していく行為。
<b>た行</b>	
<b>第一種住居地域</b>	大規模な店舗やオフィスビルなどの建築を制限する住居系の地域。床面積の合計3,000平方メートルまでの店舗、事務所、ホテルなどは建てられる。
<b>第一種中高層住居専用地域</b>	中高層住宅のための地域で、中高層住宅のための良好な住環境を保護するための住居系の地域。病院、大学など、床面積の合計500平方メートルまでの一定の店舗などが建てられる。
<b>第一種低層住居専用地域</b>	低層住宅のための地域で、2～3階建て以下の低層住宅のための良好な住環境を保護するための住居系の地域。小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅や、小中学校などが建てられる。
<b>第二種住居地域</b>	主に住居の環境を守るための地域だが、大規模な飲食店、店舗、事務所などの建築も可能。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられ、階数や床面積（10,000平方メートルを超える店舗などを除く）の制限はない。

<b>第二種中高層住居専用地域</b>	主に中高層住宅のための良好な住環境を保護するための住居系の地域。病院、大学などのほか、床面積の合計1,500平方メートルまでの一定の店舗や事務所など必要な便利施設が建てられる。
<b>昼夜間人口</b>	ある地域に住んでいる人の人口を夜間人口といい、その地域で働く人や学ぶ人など昼間その地域にいる人の人口を昼間人口という。
<b>D I D(人口集中地区)</b>	人口集中地区のこと。国勢調査において設定される人口密度が1ヘクタールあたり40人以上の区域が互いに隣接して人口5,000人以上となる地域で、実質的な都市地域を表す。港湾、工場地帯、公園などの都市的土地利用の区域は、人口密度が低くてもD I Dに含まれる。
<b>地区計画制度</b>	都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園等の施設の配置や、建築物の建て方等について、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画。
<b>低・未利用地</b>	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。
<b>特定生産緑地制度</b>	生産緑地指定から30年が経過し、いつでも生産緑地の買取申請が可能となるとともに、税の優遇措置が受けられなくなることを鑑み、特定生産緑地に指定して、買取申請可能となる期日を10年間延長することで、優良な市街化区域内の生産緑地の保全を図る制度。
<b>特別用途地区</b>	特別用途地区とは、都市計画法に定められた「地域地区」のひとつで、「用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区」と定義されている。よって、13種類の用途地域が指定されたところに“重ねて指定”されるものであり、「特別用途地区」が用途地域の指定がないところに単独で指定されることはない。
<b>都市機能</b>	文化、教育、保健・医療・福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能のこと。
<b>都市計画区域</b>	一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域として、都道府県により指定される都市計画を定める範囲のこと。
<b>都市計画区域マスタープラン</b>	平成12年5月に都市計画法の改正が行われた際に、第6条の2に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として登場。長期的な視点から住民に「都市の将来像」を示すとともに、市町村を超えた広域的な視点から、都市計画の目標や広域的、根幹的施設など主要な都市計画の決定の方針を示すもの。
<b>都市計画公園</b>	都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が設置および管理する公園又は緑地をいう。良好な都市環境の形成、防災など都市の安全性向上、レクリエーション活動の場の確保、都市景観の向上を図ることを目的としている。



<b>都市計画道路</b>	都市計画法による一定の手続きを経て計画決定される道路であり、道路機能に応じて自動車専用道路、幹線街路、区画街路および特殊街路の4種類に区分される。都市計画決定された区域内では、今後の施設整備に向け、一定の建築制限が適用される。
<b>都市計画法</b>	都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とした都市計画に関する法律。
<b>都市構造</b>	都市を形成する上で必要な骨格となる鉄道や幹線道路などの交通体系や土地利用、自然環境などの全体的な構成（姿）。
<b>都市施設</b>	道路、公園、下水道など都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。
<b>土砂災害警戒区域</b>	土砂災害防止法に基づいて都道府県知事が指定する区域で、警戒区域(イエローゾーン)と特別警戒区域(レッドゾーン)がある。イエローゾーンでは、市町村は地域防災計画に避難態勢を定めなければならない。レッドゾーンでは、防災工事をしなければ宅地造成や建築ができず、知事は建物の移転を勧告できる。
<b>土地区画整理事業</b>	宅地の利用増進と公共施設の整備改善を図るため、土地の区画形質の変更、公共施設の新設、変更を同時に行い、健全な市街地を形成する事業。減歩と換地の制度により、公園、街路等の公共施設用地を生み出すところに大きな特色がある。
<b>な行</b>	
<b>農業振興地域</b>	農業の近代化、公共投資の計画的推進など、農業の振興を図ることを目的として、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき定められる区域。対象となるのは、農業の振興を図ることが相当と認められ、かつ農用地として利用すべき相当規模の土地があるなどの地域。
<b>農用地区域</b>	農業振興地域のうち、今後概ね10年以上にわたって農業上の利用を確保し、農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進する区域。
<b>は行</b>	
<b>(中京都市圏) パーソントリップ調査</b>	人の動きに着目して実施されるアンケート調査。「どのような人が」「いつ」「何の目的で」「どこから」「どこへ」「どのような交通手段で」動いたかについて調査し、1日のすべての動きを捉えるもの。中京都市圏としては、愛知県、岐阜県、三重県が対象範囲となる。昭和46年から実施される調査で、現在の最新調査は平成23年の調査。
<b>バリアフリー</b>	段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者が日常生活をおくる上で不便な障害となっていること（バリア）を除去（フリー）し、全ての人が安心して暮らせる環境をつくること。

<b>ヒートアイランド現象</b>	郊外に比べて都市部が高温になり、夜になっても気温が下がらない現象。
<b>フレーム</b>	将来の枠組みのこと。例えば、人口フレームは、将来のある時点において想定される人口であり、産業フレームは、将来のある時点で想定される生産額、出荷額等を指す。この各種フレームに基づいて、都市計画(土地利用、施設整備等)のあり方を定めていく。
<b>防火地域・準防火地域</b>	都市計画法に基づき、火災発生時の延焼拡大を防止するために、建築物を耐火構造にするなどの義務づけを行う地域。主として防火地域は商業地域など高密度な土地利用が行われる市街地に、準防火地域は木造建築物の密集した市街地に指定される。
<b>ポケットパーク</b>	道路整備や交差点の改良など公共空間の改善等によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。
<b>保留フレーム</b>	人口フレーム方式において、市街化区域の設定または変更に当たり、人口及び産業等の見通しから目標年次に必要と見込まれる面積（フレーム）を、全て具体の土地に割り付けることなく、その一部を保留した上で、将来、市街化調整区域内における計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点で、市街化区域に編入しようとする方法。
<b>ま行</b>	
<b>緑の基本計画</b>	都市緑地法第4条に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、緑の現状やニーズをふまえる中、「緑地の保全及び緑化の目標」や「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」を示すとともに、都市公園の整備や緑地の保全並びに、緑化の推進方策について、総合的に進めていく計画。
<b>密集市街地</b>	敷地、道路が狭く、老朽木造建物が高密度に建ち並んでおり、地震時に大きな被害が想定される危険な市街地。
<b>や行</b>	
<b>用途地域</b>	地域地区のうち最も基礎的なものであり、都市全体の土地利用の基本的枠組みを設定するとともに、建築物の用途や容積率、建蔽率、高さなどの形を規制・誘導し、秩序あるまちづくりに大きな役割を果たすもの。用途地域には13種類がある。
<b>ユニバーサルデザイン</b>	製品、環境、建物、空間などをあらゆる人が利用できるようにデザインすること
<b>ら行</b>	
<b>ライフサイクルコスト</b>	建築物や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の合計額のこと。